

特定医療費（指定難病）の申請などの手続きには  
「個人番号（マイナンバー）」の記載が必要です。



平成29年2月10日から、特定医療費（指定難病）の申請や届出の手続きの際には申請書等に受診者、（受診者が18歳未満の場合の）保護者、支給認定基準世帯員（裏面参照）のマイナンバーの記載が必要です。

## 1 窓口において「個人番号(マイナンバー)の確認」と「身元の確認」を行います

【必要書類】

①申請者が受診者または保護者の場合

A 申請者のマイナンバーの確認  
(正しい番号であることの確認)

以下のいずれかを提示

申請者の

- 個人番号カード（裏面）
- 通知カード（以下参照）
- 個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書

B 申請者の身元の確認

(番号の正しい持ち主であることの確認)

以下のいずれかを提示

申請者の

- 顔写真入りの身分証明書 1点（以下参照）
- 顔写真の入っていない身分証明書 2点（以下参照）



通知カードとは

本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。

平成27年10月以降、市町村から各世帯に送付されています。

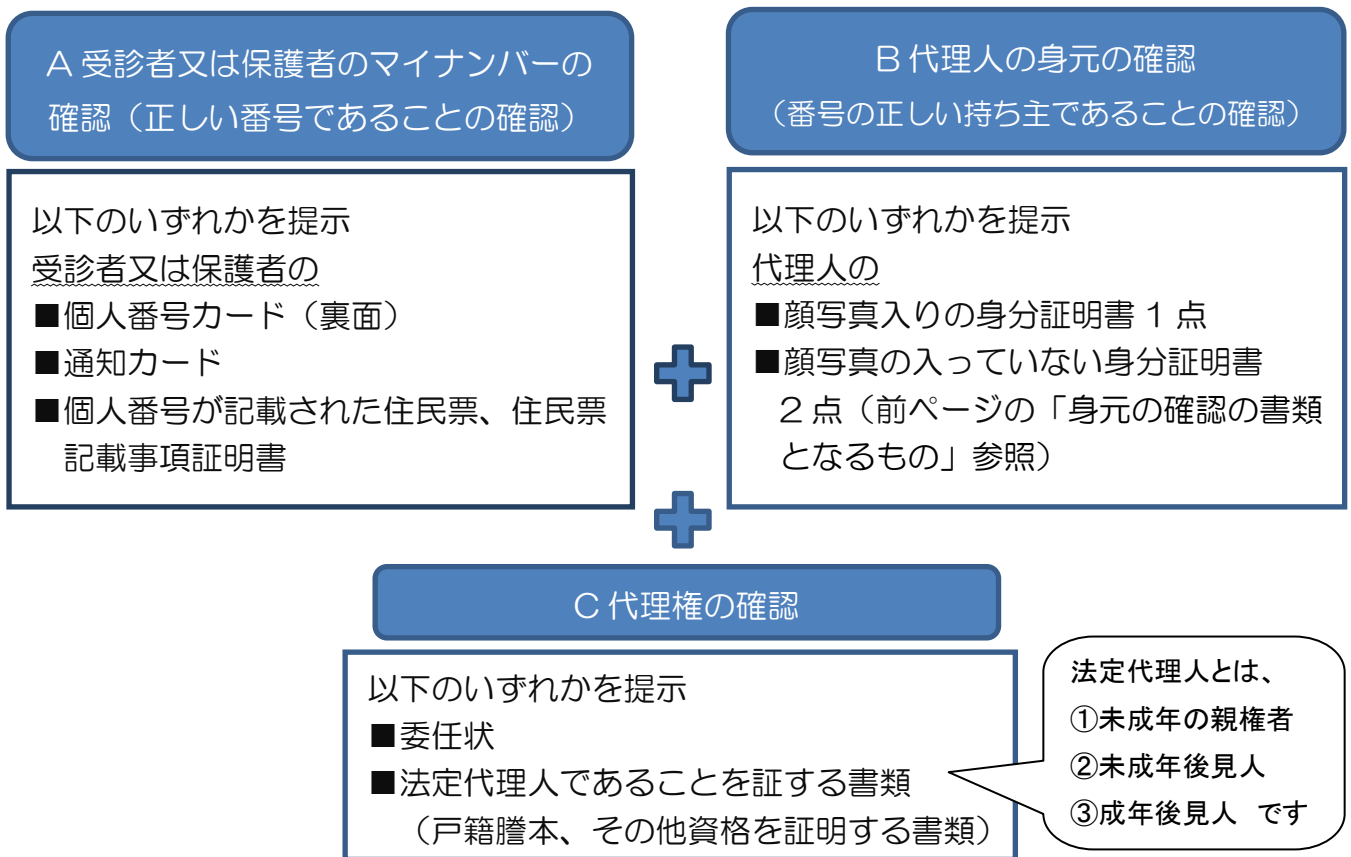
身元の確認の書類となるもの

顔写真入りの身分証明書	顔写真の入っていない身分証明書
個人番号カード（表面）、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、写真付き資格証明書、官公署等が発行する証明書（写真あり）など	特定医療費（指定難病）受給者証、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、資格証明書、個人番号が記載されていない住民票、官公署等が発行する証明書（写真なし）など

※更新申請を受診者本人が行う場合で、申請の添付書類に特定医療費受給者証と健康保険証が含まれている場合は、身分証明書が2点そろっているため、申請者の身元確認書類は改めて提示不要です（申請者の個人番号の確認書類は必要）。

②申請者が受診者または保護者以外の場合（代理人）

※窓口への提出代行の場合は、前ページの①の取扱いとなります。



2 申請書等に個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

申請書等には、受診者、保護者及び支給認定基準世帯員（以下参照）のマイナンバーの記載が必要です（変更申請や変更届の場合は、保護者や支給認定基準世帯員の変更の場合のみマイナンバーの記載が必要です）。

支給認定基準世帯員のマイナンバーは窓口では確認を行わないため、記載にあたってはお間違えのないようにご注意ください。

支給認定基準世帯員は以下のとおり

受給者が加入している医療保険		支給認定基準世帯員
国民健康保険（国保一般、退職国保）		受給者と住民票上同一世帯で国保に加入している方全員
国民健康保険組合（国保組合）		受給者と同じ国保組合に加入している方全員
後期高齢者医療制度（後期高齢）		受給者と住民票上同一世帯で後期高齢に加入している方全員
被用者保険〔全国健康保険協会（健保協会）、健康保険組合（健保組合）、共済組合（共済）、船員保険など〕	受給者が被保険者本人	患者本人のみ
	受給者以外が被保険者	被保険者の市町村民税が課税の場合 → 被保険者のみ 被保険者の市町村民税が非課税の場合 → 被保険者及び受給者

3 マイナンバーの利用について

平成28年1月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されたのに伴い、マイナンバーの記載をお願いしております。

マイナンバーを申請書等に記載していただくことで、今後、これまで添付していただいていた書類の提出が不要となる場合があります。

それまでの期間につきましては、これまでどおりの書類の添付が必要となります。